

告示

埼玉県病院事業告示第七十四号

平成二十八年埼玉県病院事業告示第三十一号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額の一部改正）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表に次のように加える改正規定中

「ニ 身体障害者手帳を保持する者が運転する車両

を

「ニ
ホ

身体障害者手帳を保持する者が運転する車両

イからハまでに掲げる患者と同程度の障害の状態である者であると病院事業管理者が認めた患者の車両

に改める。